

松戸市自立相談支援事業業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業に係る企画提案を求め、事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するためプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定める。

2 業務委託の目的

本事業は、生活困窮者の生活及び就労等に関する相談に応じた自立支援計画を作成し、個別的・伴走的な支援を行うことにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とする。

3 事業概要

- (1) 事業名称 松戸市自立相談支援事業業務委託
- (2) 履行場所 松戸市根本387番地の5 松戸市役所内
- (3) 業務内容 別紙「松戸市自立相談支援事業業務委託仕様書」による
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本事業は生活困窮者自立支援制度の理念を実現するための中核的な事業であって、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応するものである。また、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて支援計画の策定、関係機関との調整などを行い、包括的な支援及び個々人への精緻な対応を求められる事業である。従って価格のみによる競争では目的を達成できない業者が選定される恐れがあり、業務への取組姿勢や実施体制ならびに相談支援の手法等について、専門的な知識と経験を有する事業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定する必要があるため公募型プロポーザル方式により実施する。

5 提案限度額

49,976,000 円(税込)

6 事業スケジュール ※各実施日については事務上の都合により変更できるものとする。

公募開始	令和6年11月28日(木)
質問書の締切	令和6年12月 5日(木)
質問に対する回答	令和6年12月 9日(月)
参加申込書受付締切	令和6年12月19日(木)
参加資格確認結果通知	令和6年12月26日(木)
提案書等の提出締切	令和7年 1月15日(水)
プレゼンテーション	令和7年 1月24日(金)
審査結果通知	令和7年 1月31日(金)

7 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和6年3月31日までに生活困窮者に対する自立相談支援に関する委託事業を基礎自治体で受託し、適正に完了した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ)がなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75条)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む)

- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号の規定する暴力団員が関与していないこと

8 参加申し込み方法

(1) 提出書類

本委託業務に参加意向のある者は、本市ホームページ掲載の実施要領等を熟読し、事業の趣旨を理解したうえで、以下のものを提出すること。

番号	提出書類等	提出上の注意
①	プロポーザル参加申込書(様式1)	松戸市 HP から様式をダウンロード
②	参加申込者概要書(様式2)	松戸市 HP から様式をダウンロード
③	納税証明書	直近の国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないことの証明書
④	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの)
⑤	財務諸表	貸借対照表、損益計算書(事業年度過去一年分)
⑥	同種事業の契約実績を証明する書類	契約書・仕様書等

(2) 提出方法

令和6年11月28日(木)から令和6年12月19日(木)までに福祉政策課地域福祉担当室へ持参または郵送で提出(郵送の場合は令和6年12月19日(木)必着)

(3) 提出部数

正本1部

(4) 応募に当たっての留意事項

- ・提出された書類については返却いたしません。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は失格とします。
- ・必要に応じて追加資料をお願いすることがあります。

9 質問の受付について

(1) 質問方法等について

① 質問方法:質問書(様式3)に記載の上、電子メールで事務局あてに送付すること。

Mail:mccomhukushi@city.matsudo.chiba.jp

※送付した際は事務局(047-366-3019)に電話し到着確認をすること

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加事業者数、参加事業者名、評価委員等)についての質問は受付けない。

② 質問書受付締切:令和6年12月5日(木)

(2) 質問への回答について

① 回答日:令和6年12月9日(月)

② 回答方法:参加者全者に通知する。

10 プロポーザル参加資格確認結果通知書の送付について

令和6年12月19日(木)までに参加申込書の提出があった申込者について、プロポーザル参加資格要件を確認し、参加資格要件確認結果通知書を送付する。

送付予定日:令和6年12月26日(木)

11 企画提案書等の提出

(1) 参加資格確認結果通知書により参加資格要件が認められた場合は、以下の書類を提出すること。 ※書類はできる限り A4 サイズに統一し、ホチキス等で綴ること。

番号	提出書類等	提出上の注意	部数
①	応募申込書(様式4)	松戸市で HP 様式をダウンロード	1部
②	企画提案書(様式5)	松戸市で HP 様式をダウンロード	7部
③	見積書(様式6)	松戸市で HP 様式をダウンロード	1部

(2) 提出方法

令和7年1月15日(水)までに福祉政策課地域福祉担当室へ持参もしくは郵送。
※郵送の場合は期日必着とし、福祉政策課地域福祉担当室へ電話し到着確認をすること。

(3) 応募に当たっての留意事項

- ・提出された書類については返却いたしません。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は失格とします。
- ・必要に応じて追加資料をお願いすることがあります。
- ・提出期間後の企画提案書等の提出書類の変更および差し替えは認めません。

12 プレゼンテーション

令和7年1月24日(金)予定(時間については追って連絡する)。参加事業者作成の提案書をもとにプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

- (1) 出席者 1者につき3名までとする。
- (2) 実施時間 1者30分とする。(セッティング、撤去に係る時間を含む)
- (3) 実施者 本業務を受託した際に担当予定の者が行うこと。
- (4) 貸出物品 机、椅子、電源、スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については参加事業者の負担において用意すること。
- (5) その他 提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

13 選考

(1) 選考方法

- ① プレゼンテーション終了後、速やかに選考委員会を開催し、選考委員による選考を行う。
- ② 選考委員会においては、11(1)の提出書類及びプレゼンテーションにより、松戸市自立相談支援事業業務委託事業者評価基準に基づき、評価をする。

(2) 評価方法及び評価基準

選考は、選考委員会委員が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選考する。

No.	評価の視点		重要度	配点
1	人員配置	提案業務に対する十分な人数の確保	A	10
2		配置を予定する支援員の資格・経験・能力、人材の確保		10
3		法人としてのバックアップ体制 (支援員の不在等に対する応援体制等)		5
4	業務遂行能力	事業の目的・理念に即した基本方針・計画の策定	A	10
5		緊急性の高い案件に対する対策		10
6		他機関、他事業者との連携に対する工夫および体制		5
7		国からの新たな支援方針等の通達に対する、円滑な対応		5
8		支援を取り巻く環境(制度理解、本市の実情等)の理解		5
9	法人運営状況	経営・財務状況、社会的責任や社会貢献活動の理念	B	5
10	業務進行管理	目標管理・評価・モニタリングおよび利用者意見反映の仕組み	A	10
11	危機管理 コンプライアンス 人材育成	苦情に対する解決体制	A	5
12		個人情報保護に対する取り組みやリスク管理の検討状況 (プライバシーマーク又はISO27001の取得等)		5
13		支援員の研修・教育訓練等の体制		10
14	費用対効果	提案金額の妥当性	B	5
合計				100

(3) 選考委員会の評価点の合計が6割未満である場合には、優先交渉候補者としては選考しないものとする。

(4) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者とする。

(5) 評価点数が同点となった場合の取扱い

複数の提案者において評価点数が同点となった場合は、審査項目「14費用対効果」の点数に基づき最終評価を行う。

14 評価結果の通知について

受託候補者を特定した場合、受託候補者には採用通知書、それ以外の者には不採用通知を令和7年1月31日(金)に送付する。

15 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加事業者名・採点結果(大項目の点数及び合計点数)。

ただし、受託候補者以外の参加事業者と採点結果は対応させない。
(参加事業者が2者の場合は、採点結果のみ公表し、参加事業者名は公表しない。)

16 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合 など

17 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する場合、プレゼンテーション実施日の2日前までに辞退届を提出すること。なお、様式については任意とする。

18 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は全て事業者負担とする。
- (2) 当該業務の実施に必要な予算の成立が無い場合は業務を実施しない。
- (3) 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (4) 本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。
- (5) 選考委員会は非公開とする。また、審査の内容に係る質問や審査結果に対する異議は一切受け付けない。
- (6) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例30号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

19 問い合わせ先(事務局)

松戸市 福祉長寿部 福祉政策課 地域福祉担当室
担 当 内藤 ・ 野村
住 所 松戸市根本387番地の5
T E L 047(366)3019
F A X 047(366)1392
E-mail mccomhukushi@city.matsudo.chiba.jp